2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及びつるぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
徳島県美馬市脇町字上ス木一六、字川熊二の一、一七から四四まで、字ツツガ佐古三五から四〇まで、五一、五五、五六、五八、六〇から六二まで、六五、六六、七〇、七二、一〇一、一三八、一四三から一五〇まで、一五四から一五七まで、字宮ノ尾五六、字西俣名二一九五、二一九六、二二〇〇、二二〇一、二四二三、二四二四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字上ス木一六、字ツツガ佐古六六（次の図に示す部分に限る。）、字宮ノ尾五六
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県唐津市相知町牟田部字六郎屋一三一〇の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県唐津市相知町千束字本川内二三二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県唐津市七山白木字砂田一三二三の一、一三三〇の一、一三三〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五十一号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県佐賀市富士町大字古湯字馬渡二一一の一、二一一の二、二一二、二一五の一、二三四の一地先

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件　立木の伐採を禁止する。

四　指定の有効期間　三年
（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安施設地区の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域並びに標柱六号から標柱十五号までを順次結んだ線及び標柱六号と標柱十五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
佐賀県唐津市鏡字古野四九五九の一、四九六一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
四　指定の有効期間　三年
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。

平成二十五年四月十一日

農林水産大臣　林　芳正